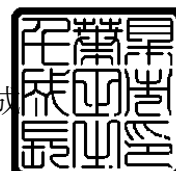


制限付一般競争入札（事後審査型）について

制限付一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和 8年 8月26日

成田市長 小 泉 一 成



1. 入札に付する事項

(1) 工事名

玉造中継ポンプ場他自家発電設備更新工事

(2) 工事場所

成田市玉造地先他

(3) 工事期限

契約締結の日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 工事概要

自家発電設備更新 一式

玉造中継ポンプ場

根木名川中継ポンプ場

(5) 発注部署

土木部 下水道課

(6) 入札形態

電子入札（ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。）

(7) 予定価格

金10,054,000円（消費税を含む）

（入札書比較価格 9,140,000円）

(8) 最低制限価格

金9,231,200円（消費税を含む）

（入札書比較価格 8,392,000円）

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本工事の公告の日から開札の日までの令和 8・9 年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「建設工事」部門に登載されている者。
- (2) 本工事の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定による指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。
- (3) 本工事の公告の日から開札の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者、準市内業者又は県内業者として登載されている者で、電気工事について建設業法第 3 条で規定する建設業の許可を有し、電気工事について経営事項審査の総合評点が 640 点以上 1,000 点未満で登載されている者。
- (4) 電気工事について、建設業法第 26 条第 2 項の監理技術者又は同条第 1 項の主任技術者を配置すること。また、建設業法の規定に基づき、技術者を本工事に適正に配置すること。なお、配置技術者は、本工事の公告日現在、3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする（確認資料として、雇用関係を確保するための書類の写しを必要とする。）。
- (5) 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
 - ア 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - オ 特例監理技術者が兼務できる工事は成田市内の工事でなければならない。
 - カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主

要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(6) 成田市建設工事請負契約書約款第10条第3項の現場代理人を常駐で配置すること。ただし、本市が定めた要件を満たした場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。なお、配置現場代理人は、本工事の公告日現在、3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする（確認資料として、雇用関係を確認するための書類の写しを必要とする。）。

(7) 官公庁等が平成28年度以降に発注した、電気工事について、元請として受注し、施工完了した実績があること。

(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本工事の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 本工事の開札日以前3か月以内に工事完成検査結果通知書で評定点60点未満の通知を受けていないこと。

(11) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

(12) 本工事の開札の日の前日において、自らの責めに帰すべき事由により成田市発注の工事を工期内に完成することができず、当該工事目的物の引渡しを行っていない者でないこと。

3. 設計図書等の閲覧

ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）

よりダウンロード

4. 設計図書等に対する質問

- (1) 質問期限 令和8年9月1日（火）午後4時まで
- (2) 方法 E-mailにより質問書を提出すること。ただし、E-mailが利用できない場合は、契約検査課に事前に電話で連絡したうえ、FAXで提出するものとする。
E-mail:nyusatsu@city.narita.chiba.jp
TEL:0476-20-1515 FAX:0476-24-1655
- (3) 回答日 令和8年9月3日（木）までに、入札情報サービスに掲載する。

5. 入札保証金について

入札保証金は免除する。ただし、本市が令和 6 年度以降に実施した入札において、落札者となりながら公告に定める時期までに本市と契約を締結しなかったことがある者は、入札保証金を納付しなければならない。

(1) 入札保証金の額

入札に参加する者の業務委託費の見積りに係る入札金額（消費税を含む。入札書に入力する金額ではないため、注意すること。）の100分の5以上とする。

なお、成田市財務規則（昭和44年規則第13号。以下同じ。）第92条第1項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

また、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。この場合の保証期間は令和8年10月2日（金）までとする。

(2) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限

令和8年9月10日（木）午後3時まで

(3) 場所及び方法

成田市総務部契約検査課に持参により提出すること。

① 現金の場合

成田市総務部契約検査課で発行する納付書を使用して最寄りの金融機関から納付し、領収書を持参すること。

② 成田市財務規則第92条第1項各号に該当するその他の有価証券等の場合

担保価値は、以下に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、

売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。アからオまでに規定する有価証券は成田市会計管理者に対し納めるものとし、交付を受けた入札保証金納付済書を持参すること。カに規定する金融機関がする保証については金融機関が発行する保証書を持参すること。

ア 国債又は地方債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

イ 金融機関に対する定期預金債権

額面金額

ウ 特別の法律による法人の発行する債券

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

エ 市長が確実であると認める社債

時価の10分の8の額又は額面金額の10分の8の額のいずれか低いほうの額

オ 金融機関が振り出し、又は支払保証をする小切手

小切手金額

カ 金融機関がする保証

保証する金額

③ 入札保証保険の場合

保険会社が発行する入札保証保険証券を持参すること。

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止したとき還付する。ただし、落札者については、契約を締結した後に直ちに還付する。

6. 入札辞退

(1) 入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。

(2) 低入札価格調査が実施された案件において、開札時間後から落札者の決定までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。

7. 入札

(1) 送信期間 令和8年9月4日（金）午前8時から同月10日（木）午後4時まで

- (2) 方法 電子入札システムにより「入札書」を提出すること。この際、必要事項を記載した「内訳書及び配置技術者等調査票」を必ず添付すること。

8. 入札に関する注意事項

- (1) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を「入札書」に入力すること。
- (2) 次の一に該当する入札は、無効とする。
- ア 必要事項を欠く入札書
 - イ 明らかに談合であると認められる入札書
 - ウ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして参加した入札書
 - エ 開札日より前に有効期限が切れるICカードで行った入札書
 - オ 開札時に「内訳書及び配置技術者等調査票」が添付されていない入札書
 - カ 「内訳書及び配置技術者等調査票」の一部が未入力である入札書
 - キ 当該入札以外の「内訳書及び配置技術者等調査票」が添付されている入札書
 - ク 「入札書」の入札金額と「内訳書及び配置技術者等調査票」の合計金額が一致しない入札書
 - ケ 事前公表した予定価格を超える金額の入札書
 - コ 事前公表した最低制限価格を下回る金額の入札書
 - サ 入札保証金の納付が必要な者が行った、期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札書
 - シ 入札保証金の納付が必要な者が行った、入札保証の額が入札金額（消費税を含む）の100分の5に満たなかった入札書
 - ス 総合評価落札方式において、技術資料の提出がなかった者又は白紙で提出した者及び提出された技術資料が評価に値しないと認められた者のした入札書
 - セ 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札書
 - ① 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書
 - ② 記名押印を欠く入札書
 - ③ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
 - ソ その他市長が定める入札条件に違反した入札書

- (3) 入札の回数は、1 回とする。
- (4) 落札となるべき同価の入札者が 2 者以上のときは、電子入札システムによるくじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。
- (6) 入札参加者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て用紙による入札に変更することができる。
この場合、「紙入札方式参加承諾願」に必要事項を記入し、入札期限までに契約検査課窓口まで提出すること。
- (7) 紙入札が認められたものは、「入札書」及び「内訳書及び配置技術者等調査票」を封筒に入れて封印し、入札期限までに契約検査課窓口提出すること。

9. 開札

- (1) 日時 令和 8 年 9 月 1 1 日（金）午前 9 時 1 4 分
- (2) 場所 開札室

10. 契約締結時期

落札者の決定後 7 日以内に契約を締結しなければならない。

11. 契約保証金等について

- (1) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、保険会社等との間で履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結したときは免除とする。
- (2) 前払金 有
- (3) 中間前払金 有
- (4) 部分払 無

12. その他

- (1) 電子入札システムの稼働時間は、午前 8 時から午後 12 時までとする。ただし、システムメンテナンス等により、システムを中止することがある。この場合、ちば電子調達システムに情報を掲載するものとする。
- (2) 入札書の提出は、締切日時に間に合うよう余裕を持って行うこと。操作の途中で締切日時になると提出できなくなるので注意すること。
- (3) 入札した者は、入札後設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立

てることができない。

- (5) 工事の施工にあたって下請け業者を使用する場合は市内業者を優先すること。
また、建設資材は、極力市内・県内の生産品を使用するように努めること。
ダンプカーを使用する工事の施工にあっては地元ダンプカーを優先的に使用するように配慮すること。
- (6) 工事の施工にあたっては、建設業法、労働安全衛生法、その他の関連法令を遵守すること。
- (7) 官公庁等が発注した工事とは、国等（各省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関））、県等（都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社）及び市町村等（市町村（政令指定都市を除く）、千葉県内の以下a～cのいずれかの団体（a．地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合、b．公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社、c．市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄付行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人（特例民法法人）であったもの））の発注工事とする。
- (8) 事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員は、単独で入札に参加することはできない。
- (9) その他、成田市電子入札約款のとおりとする。